

エコいいりサイクル便約款

第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 この運送約款は、当社の経営する一般貨物自動車運送事業において、エコいいりサイクル便サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する運送に適用されます。

- この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 当社は、前2項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

（定義）

第2条 この運送約款において、「本サービス」とは、荷送人より排出される機密書類（以下「書類」といいます。）を次項の専用ダンボールに収納し、その内容物の機密を厳重に保持した上、第4項に定める荷受人まで運送し、溶解処理をするサービスをいいます。

- この運送約款において、「専用ダンボール」とは、当社が荷送人より本サービスを受託するにあたり、荷送人が書類を収納する専用の容器を言います。
- この運送約款において、「エコいいりサイクル便」（以下「荷物」といいます。）とは、荷送人が書類の処理を当社に委託するため、自己の排出する書類を収納、梱包した専用ダンボール箱をいいます。
- この運送約款において、「溶解処理会社」（以下「荷受人」といいます。）とは、荷物の溶解処理と紙資源再生の処理設備を有する当社指定の事業者をいいます。
- この運送約款において、「溶解証明書」とは、本サービスにより書類の溶解処理が完了したとき、その事実を証するため、荷受人が発行、当社を経由して荷送人に対し送付される所定の書面をいいます。

（荷物の当社への引渡し等）

- 第3条** 荷送人は、書類を専用ダンボールに収納し梱包の後、封印を施した上で、当社に引渡すものとします。
- 当社は、荷送人より荷物の引渡しを受けたときは、荷送人に対し第6条の送り状を発行します。その際、荷送人は、荷物の内容が次条第1項に該当するものではないことを確認するものとします。
 - 当社は、引受けた荷物を荷受人まで運送し、荷受人に引渡します。
 - 当社は、当該荷物の溶解処理が完了した後、荷受人より溶解証明書を授受し、荷送人に対して送付するものとします。

（混入禁止）

第4条 荷送人は、専用ダンボールに書類以外のものを収納しないものとし、特に次に掲げる物品（類似物品を含むものとします。）を書類に混入してはならないものとします。

- トレーシングペーパー
- 記憶媒体（FD、CD等）その他紙以外の材質のもの
- 当社は、荷物に前項に該当する物品が収納或いは混入されているおそれがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、当該専用ダンボールを開梱し、点検することができます。
- 前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が申込者の申告したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

第2章 運送の引受け

（受付日時）

- 第5条** 当社は、受付日時を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
- 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（送り状）

第6条 当社は、荷物の運送を引受ける時に、次の事項を記載した送り状を荷物1個ごとに発行します。この場合において、第1号から第3号までは荷送人が記載し、第4号から第9号までは当社が記載するものとします。ただし、電子記録および通信により当社が荷送人に代行して作成することがあります。

- 荷送人の氏名又は名称
- 荷受人の氏名又は名称
- 内容物の品名
- 本サービス名
- 当店の名称及び問い合わせ窓口電話番号
- 荷物の運送を引受けた営業所その他の事業所の名称
- 荷物受取日
- 運賃その他運送に関する費用の額
- その他荷物の運送に関し必要な事項

（荷造り）

- 第7条** 荷送人は、本サービスに対する第3条第1項に規定する荷造りをしなければなりません。
- 当社は、荷物の荷造りが本サービスに適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求するものとします。

（引受拒絶）

第8条 当社は、次の各号の1に該当する場合には、本サービスに関する運送の引受けを拒絶することがあります。

- 運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 荷送人が第4条第2項の規定による点検の同意を与えないとき。
- 荷造りが本サービスの運送に適さないとき。
- 本サービスの運送に関し、荷送人から特別の負担を求められたとき。
- 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 荷物が第4条第1項に規定する混入禁止物品であるとき。
- 天災その他やむを得ない事由があるとき。

（外装表示）

第9条 当社は、荷物を受取る時に、第6条第1項第1号から第7号までに掲げる事項その他必要な事項を記載した書面を荷物の外装に張り付けます。

（積み込み、積付け）

第10条 特別な方法によらない貨物の積み込み、積付けは当社の責任におい

国官産物第18号
令和元年6月10日認可
沖縄NXエアカーゴサービス㈱

- 当社は、特別な方法による貨物の積み込みを引き受けた場合には、当社の責任においてこれを行います。
- 当社は、特別な方法による貨物の積み込みを引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実費を受取します。

（運賃等の受取）

- 第11条** 当社は、荷送人より荷物を受取る時に、国土交通省に届けた運賃・料金その他運送に関する費用（以下「運賃等」といいます。）を受取します。
- 運賃等は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。
 - 当社は特別な方法による貨物の積み込みを引き受けた場合には、当社が別に定める料金又は実費を受取します。
 - 当社は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間に応じて、当社が別に定める料金を受取します。
 - 当社は、受取した運賃等の割戻しはしません。

（連絡運輸又は利用運送）

第12条 当店は、荷送人の利益を害しないかぎり、引受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

第3章 荷物の引渡し

（荷物の引渡しを行う日等）

第13条 当社は、次の荷物引渡予定日までに荷受人に荷物を引渡します。ただし、交通事情等により、荷物引渡予定日の翌日に引渡すことがあります。また、送り状に記載した荷物受取日から、その荷物の運送距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日（運送を引受けた場所又は配達先が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、荷物受取日から相当の日数を経過した日）に引渡すことがあります。

- 最初の400キロメートル　2日
- 最初の400キロメートルを超える運送距離400キロメートルまでごと　1日

- 前項の規定にかかわらず、当店は荷物引渡予定日が荷受人の休業日の場合には、荷物引渡予定日の翌営業日に引渡すことがあります。

第4章 指 図

（指図）

- 第14条** 荷送人は、当社に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
- 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引渡したときに消滅します。
 - 第1項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

（指図に応じない場合）

- 第15条** 当社は、運送状の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
- 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第5章 事 故

（事故の際の措置）

- 第16条** 当社は、荷物の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
- 当社は、荷物に著しい損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが荷物引渡予定日より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
 - 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送の中止、返送その他の適切な処分をします。
 - 当社は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
 - 第2項の規定にかかわらず、当社は、運送状の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。
 - 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。
 - 第2項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第3項の規定による処分に要した費用は、荷物の損傷又は遅延が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他の時は当社の負担とします。

（混入禁止物品の処分）

第17条 当社は、荷物が第8条第6号に該当するものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

- 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。
- 当社は、第1項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

- 第18条** 当社は、荷物の滅失に関し荷送人から証明の請求があったときは、荷物引渡予定日から1年以内に限り、事故証明書を発行します。
- 当社は、荷物の損傷又は遅延に関し荷送人から証明の請求があったときは、荷物の引渡した日から14日以内に限り、事故証明書を発行します。

第6章 責 任

（責任の始期）

第19条 荷物の滅失又は損傷についての当社の責任は、荷物を荷送人から受取ったときに始まります。

（責任と举证）

第20条 当社は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、または荷物が不着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当社が、自己または使用人のその他利用運送のために使用した者が荷物の受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

（免責）

第21条 当社は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 荷物の混入禁止物品による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、並びその他これに類似する事由
- 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
- 不可抗力による火災
- 予見できない異常な交通障害
- 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
- 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤（電子情報含む）その他荷送人の故意又は過失

（引受制限荷物等に関する特例）

- 第22条** 第8条第5号に該当する荷物については、当社は、その滅失、損傷又は遅延について損害賠償の責任を負いません。
- 第8条第6号に該当する荷物については、当社がその旨を知らずに運送を引受けた場合は、当社は、荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

（損害賠償の額）

第23条 当店は、この運送約款の規定に従って引受けた荷物が滅失、き損又は遅延した場合、当該荷物の運賃、料金の範囲内でその損害を賠償します。ただし、当該荷物の滅失、き損により個人情報が漏洩し、荷送人に損害を与えた場合は、当店の規定する補償限度額の範囲内で賠償します。

（運賃等の払戻し等）

第24条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、荷物の滅失、著しい損傷又は遅延が生じたときは、運賃等を払い戻します。この場合において、当社が運賃等を受受してないときは、これを請求しません。

（除斥期間）

- 第25条** 当社の責任は、荷物の引渡がされた日（荷物の全部滅失の場合にあつては、その引渡がされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないうときは、消滅します。
- 前項の期間は、荷物の滅失等による損害が発生した後に関り、合意により、延長することができます。
 - 荷送人が第三者から委託を受けた運送の一部または全部を当社が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償しまたは裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当社の責に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

（連絡運輸又は利用運送の際の責任）

第26条 当社が、他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当社が負います。

（荷送人の賠償責任）

第27条 荷送人は、第8条第5号又は第8条第6号物に該当する荷物により当社に与えた損害については、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかつたとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りではありません。